

中学社会科學習指導案（公民的分野）

学校名 中学校
日時 令和3年10月1日 1校時
対象 3年2組
授業者

1. 単元名 第2章 個人の尊重と日本国憲法 2節 人権と共生社会

2. 単元の目標

- ・人権尊重の考え方について基本的人権を中心に深め、法の意義と法に基づく政治の大切さ日本国憲法が基本的人権の尊重、国民主権および平和主義を原則としていることについて理解し、身につけることができる。（知識・技能）
- ・わが国の政治が日本国憲法に基いて行われていることの意義について多面・多角的に考察し、民主的な社会のあり方について、さまざまな考え方を踏まえて公正に判断できるようにする。人権の尊重の考え方と法に関するさまざまな資料を収穫し、学習に役立つ情報を適切に選択して活用するとともに追求、考察した過程や結果をまとめたり、説明したりすることができる。（思考・判断・表現）
- ・日常の具体的な事例を通して、人権尊重についての考え方と法に関する関心を高め、それらを意欲的に研究し、民主的な社会のあり方について考えることができるようとする。（主体的に学習に取り組む態度）

3. 単元の評価基準

知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
基本的人権について、具体的な生活と関連づけて理解するとともに、自由権・権利と責任・義務の関係を、社会生活の基本として広い視野から正しく認識し、その知識を身につけている。	基本的人権に関する問題とその解消への取り組みについて調べ、差別を許されない社会を実現するためにはどうしたらよいか、話し合いを通じて多面・多角的に考察し、意見交換をしたり、まとめたりすることができている。	個人が尊重され、ともに助け合って生きる社会を実現するために自分にできることを話し合ったりしている。 基本的人権と身近な社会生活とのつながりに関心を持ち、具体的な事例を意欲的に探したり、調べたりしている。

4. 単元について

(1) 教材観

「人権と共生社会」の学習は次世代を担う中学生にとって重要なテーマである。本差別は生徒たちの身近に存在するものであり、差別解消のために法の整備が大きな役割を果たしている。差別は生徒の身の回りでも起こる可能性がある人権問題である。そのため、差別の歴史について学び、差別解消のために人々の絶え間ない努力のもと、法が整備されてきたことを理解できるようにする。そして生徒自身で人権について考えることができるようにしたい。

(2) 生徒観

本学級の生徒は男子 19 名、女子 16 名の計 35 名のクラスである。生徒は、真剣に学習に取り組むことができており、落ち着いた雰囲気である。また、教員の言葉に耳を傾けることができる生徒が多い。その一方で発言が少ない生徒、自分の考えを表現することが苦手な生徒もいる。

(3) 指導観

本単元はこれから生徒たちが生きるうえで非常に重要な内容であるため、個人の尊重や法の下の平等、自由権、社会権について資料を活用しながら考えさせたい。その際、ただ授業を進めるのではなく、作業やグループ活動を取り入れ、生徒が主体的に学習を進めることができるようしたい。

5. 単元の指導計画

次	おもな学習内容	時	評価の観点		
			知・技	思・判・表	態
1	平等権-共生社会を目指して	2(本時 1 / 2)	○		
2	自由権-自由に生きる権利	1	○	○	
3	社会権-豊かに生きる権利	1	○		○
4	人権を確実に保障するための権利	1	○		
5	「公共の福祉」と国民の義務	1	○	○	

6. 本時

(1) 目標

人権問題の事例を通じ、現在も残る差別に目を向け、法が差別をなくすための役割を果たしていることが理解できるようになる。(知識・技能)

(2) 本時の展開

展開	学習の流れと指導	指導上の留意点・配慮事項
導入 15分	<p>1.本時の学習課題の確認をする。</p> <p>前回の内容を復習し、平等権について学習することを伝える</p> <p>・「このちがいはあってよい？」(資料集 p 46)に取り組ませる</p> <p>・ワークシートを確認し、本時の学習内容とめあてを記入する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・憲法 14 条の内容を確認してから進める ・差別が現在も残っていることを生徒に気付かせた上で今日の学習内容に入る ・アイヌ民族の人たちへの差別、在日韓国人・朝鮮人の人たちへの差別、部落差別という人権問題について学習することを伝える
展開 35分	<p>◎人権を守ること、差別をなくすための取り組みについて考えよう</p> <p>2.人権問題と差別</p> <p>①アイヌ民族の人たちへの差別</p> <p>・資料集 p 46 をみながら、ワークシートに適切な語句を記入する</p> <p>②在日韓国人・朝鮮人への差別</p> <p>・資料集 p 46 をみながら、ワークシートに適切な語句を記入する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・アイヌの文化をパワーポイントで提示し、アイヌの人たちの文化を守ることが必要とされていることをおさえる ・コリアンタウンの写真を提示し、多くの在日韓国人・朝鮮人が生活していることを生徒に示す ・ヘイトスピーチについての資料をパワーポイントで提示 ・在日韓国人・朝鮮人が日本国籍を持たないことで生じる不利益（参政権や就職など）についても確認する

<p>③部落差別</p> <ul style="list-style-type: none"> 教科書 P50 をみながら、ワークシートに適切な語句を記入する 	<ul style="list-style-type: none"> 部落差別についてパワーポイントを使い説明する
<p>3つの人権問題に共通する差別をなくすための取り組みは何だろうか？</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> 法ができたことで、差別の解消が進んだことに気づかせる
<p>法がなかったら差別はどうなるだろうか？</p>	
<p>3.ふりかえり</p>	<ul style="list-style-type: none"> 机間巡視をしながら、自分の考えを表現できていない生徒には必要な支援をする <p>法が差別をなくすために役割を果たしていることが理解できる。(知識・技能) 【ワークシート】</p>

(3) 評価

十分満足できる	概ね理解できる	生徒への手立て
<p>法が差別をなくすための役割を果たしていることを理解した上で自分の考えを具体的に表現できている。</p>	<p>法が差別をなくすための役割を果たしていることを理解し、表現できている。</p>	<p>生徒の考える材料を個別に提示したり説明したりして、記述できるようにする。</p>

平等権①共生社会をめざして
教科書 p 50-51、資料集 p 46-47
氏名

◎めあて

[1]差別の歴史について考えよう

①アイヌ民族に対する差別

差別の歴史	差別をなくすための取り組み
・明治政府による(①)) →土地を奪われ、アイヌ語の使用が(②)された。アイヌ独自の(③)や生活基盤が奪われた。 →民族の誇りが踏みにじられた	・1997年(④))を制定 ・2008年 アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議を行った ・2019年 アイヌ民族支援法を制定

②在日韓国人・朝鮮人への差別

→現在も日本に_____万人の在日韓国人・朝鮮人の人たちが暮らしている

差別の歴史	差別をなくすための取り組み
・1910年に(⑤)で日本に強制的に連れてこられた人の子孫などが多くいる ・現在も根拠のない悪口で侮辱し、憎しみや差別をおくる(⑥)が問題化している	・2016年 大阪市でヘイトスピーチを規制する条例が成立する (⑦)が制定

②部落差別（被差別部落の人に対する差別）

差別の歴史	差別をなくすための取り組み
・明治時代の(⑧)によってえた身分、ひにん身分は廃止された ・その後も結婚、就職、教育で差別が続いた ・現在も差別や偏見が続いている	・1922年(⑨)が結成 ・1965年 同和対策審議会が答申を出した一部落差別をなくすことが国の(⑩)であり、国民の(⑪)であると宣言。 ・1969年 対象地域の人たちの生活を改善する同和対策事業特別指置法が制定された ・差別をなくす啓発活動が行われている

差別をなくすための取り組みは(⑫)の整備である。

[2](⑬)がなかったら差別はどうなるだろうか？理由も考えてみよう！